

★ 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第二十五号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

行政組織の再編整備に伴い、職員の職に関する定めについて、整理を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）  
（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

福祉事務所設置による府中町への事務移管、海田町及び坂町に対する事務権限の移譲並びに関係法令の一部改正等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 2から4まで以外の改正 平成二十六年四月一日
- 2 大気汚染防止法の一部改正に伴う改正 大気汚染防止法の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日
- 3 薬事法の一部改正に伴う改正 平成二十六年六月十二日
- 4 道路法の一部改正に伴う改正 道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する政令で定める日

★ 広島県公募型プロポーザル選定委員会規則（規則第二十七号）（業務プロセス改革課）

一 制定の理由

広島県附属機関設置条例第二条第二項の規定に基づき附属機関を設置するため、必要な事項を定めた。

二 規則の内容

1 公募型プロポーザル選定委員会を次のとおり置くこととした。

- (一) 広島県総務局広報施策公募型プロポーザル選定委員会
- (二) 広島県総務局情報システム公募型プロポーザル選定委員会
- (三) 広島県地域政策局選挙広報公募型プロポーザル選定委員会
- (四) 広島県商工労働局職業能力開発施策公募型プロポーザル選定委員会
- (五) 広島県商工労働局産業振興施策公募型プロポーザル選定委員会
- (六) 広島県商工労働局ひろしまブランド推進施策公募型プロポーザル選定委員会
- (七) 広島県商工労働局観光施策公募型プロポーザル選定委員会
- (八) 広島県商工労働局海の道プロジェクト公募型プロポーザル選定委員会

2 委員の任期を、諮問に係る調査審議が終了するまでとした。

3 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（規則第二十八号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

副知事城納一昭が退任し、高垣廣徳が新たに副知事に就任することに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第二十九号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

ひろしま未来チャレンジビジョンの目指す姿の早期実現に向けて、簡素で効率的な行政経営を念頭に、施策の一層の推進等を図るための体制整備等を行い、これに伴う分掌事務の変更及び追加などのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日